

平成十九年十二月二十日提出
質問第三四六号

国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する
再質問主意書

提出者 鈴木宗男

国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する

再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第三〇三号）を踏まえ、再質問する。

- 一 「前回答弁書」では、二〇〇七年十月二十四日の「国連の日」に米国ニューヨークの国連本部で行われた潘基文国連事務総長主催のコンサートで、日本海が東海と表記されたパンフレット（以下、「パンフレット」という。）が配布されていたこと（以下、「パンフレット配布」という。）について、国連事務局に広報局長として出向している赤坂清隆事務次長及び高須幸雄、神余隆博両国連大使の三名（以下、「三名」という。）は「パンフレット配布」を事前に察知し、然るべき措置をとったかという問いに対して何ら明確な答弁がなされていないところ、①「三名」は事前に「パンフレット配布」を察知したのか、②察知した上で然るべき措置をとったのかの右二点につき、改めて質問する。

- 二 一で、「三名」が事前に「パンフレット配布」を察知できなかったのならば、その理由を説明された
- い。

- 三 一で、「三名」が事前に「パンフレット配布」を察知できなかったのならば、国連に出向している、ま

たは国連において我が国を代表している外務省職員として、大きな失態を犯したことになるかと考えるが、「三名」に対して何らかの処分は下されたか。

四 三で、外務省として「三名」に何の処分も下していないのなら、その理由を説明されたい。

五 外務省において「パンフレット」の仮訳は作成されているか。

六 「パンフレット配布」を我が国国連代表部はいつ察知したか。

七 「パンフレット配布」を我が国国連代表部が察知してから、外務本省に公電による報告はなされたか。なされたのならば、当該公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

八 「前回答弁書」では、「パンフレット配布」について「本件パンフレットには、日本海の名称等について、我が国の立場にかんがみ、不適切な記述が含まれていたことから、同月二十五日から累次、我が国国連代表部から国連事務局及び韓国国連代表部に対し、遺憾の意を伝達するとともに、再発防止を申し入れた。国連事務局からは、本件は残念なことであり、日本海呼称問題等に関する日本の立場はよく承知しているが、本件パンフレットはそもそも国連が作成した資料ではなく、韓国国連代表部が国連事務局に確認することなく配布したものである旨の回答を得ている。」との答弁がなされているが、では「パンフレット

ト配布」についての我が国の遺憾の意の伝達並びに再発防止の申し入れに対して、韓国国連代表部及び韓国政府からはどのような様な回答がなされているか。

九 八の答弁からは、国連事務局はそもそも「パンフレット配布」を承知していなかったとのことであるが、国連事務局の内部で「パンフレット配布」を把握した職員は、赤阪事務次長を含め一人もいなかったということか。

十 「パンフレット配布」を潘基文国連事務総長は事前に承知していたという事実はあるか。
右質問する。